

# 個人住民税の 寄附金税制の拡充

制度調査部  
鳥毛 拓馬

## ふるさと納税の創設

### 【要約】

政府は、2008年1月15日、「地方税法等の一部を改正する法律案」(以下、法律案という。)を国会に提出した。

法律案には、2007年12月13日に公表された与党税制改正大綱(以下、大綱という)に盛り込まれた個人住民税の寄附金税制、「ふるさと納税」についても盛り込まれている。

本稿では、個人住民税の寄附金控除について概説した上で、予想される税制改正案の内容についても概説する。

### 1. 寄附金控除とは

寄附金控除については、所得税、住民税ともに受けられる。今回の改正が行われるのは、個人住民税の寄附金控除である。

個人住民税の寄附金控除とは、納税義務者が、図表1を対象とした寄附金を支出し、その支出した寄附金の額の合計額、または、当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の25%に相当する金額を超える場合には25%に相当する金額、のいずれかが十万円を超える場合には、その超える金額につき、所得割から控除するというものである。

#### 図表1 寄附金控除の対象

- ・都道府県、市町村、特別区(ただし、寄附者が寄附により設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。)
- ・社会福祉法113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。)
- ・日本赤十字社(当該所得割の納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、政令で定めるもの

## 寄附金控除額

、 のうちいずれか低い金額

支出した寄附金の額の合計額

前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の  
25%に相当する金額

- 10 万円 = 寄附金控除額

## 2 . 2008 年度税制改正案

## (1) 個人住民税の寄附金税制の拡充

大綱では、個人住民税における寄附金税制について、以下の措置を講ずるとしている。

寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金<sup>1</sup>のうち地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定したものを追加する。

現行の所得控除方式を税額控除方式に改める。

控除率は道府県民税について4%、市町村民税について6%とする。

この場合、都道府県が条例により指定した寄附金については道府県民税から、市区町村が条例により指定した寄附金については市町村民税からそれぞれ控除する。

寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%(現行25%)に引き上げる。

寄附金控除の適用下限額を現行の10万円から5千円に引き下げる。

## (2) ふるさと納税の創設

ふるさと納税は、アメリカやヨーロッパと比較して馴染の薄い寄付文化が広く一般に行きわたるようにし、寄付を財源とした地域活性化や公共サービスの担い手育成などにもつなげることをその創設趣旨としている。

大綱では、都道府県又は市区町村に対する寄附金については、上記(1)の税額控除の適用に加え、当該寄附金が5千円を超える場合、その超える金額に、90%から寄附を行った者に適用される所得税の限界税率<sup>2</sup>を控除した率<sup>3</sup>を乗じて得た金額<sup>4</sup>の5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税からそれぞれ税額控除する。

また、申告手続については、納税者の利便を図るため、簡易な方法により行うことができるよう所要の措置を講ずるとしている。

<sup>1</sup> 国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。

<sup>2</sup> 税法上の限界税率。追加的に稼得した最後の1円に適用される税率のこと。所得税の場合は10%~40%。

<sup>3</sup> 限界税率が10%の場合は80%。40%の場合は50%

<sup>4</sup> 個人住民税所得割の額の10%に相当する金額を限度とする。

## ふるさと納税の創設

	現行	改正案
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県または市区町村	都道府県または市区町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	適用対象寄附金 × 税率(10%)の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を越える部分について、一定の限度まで合わせて全額控除  [税額控除額の計算方法] と の合計額を税額控除 [地方公共団体に対する寄附金 - 5 千円] × 10% [地方公共団体に対する寄附金 - 5 千円] × [90% - 0 ~ 40%(寄附者に適用される所得税の限界税率)]  の額については、個人住民税所得割の額の 1 割を限度
控除対象限度額	総所得金額等の 25% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の 30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
適用下限額	10 万円	5 千円

(出所)財務省資料

これらの改正は、平成 20 年の課税所得を基に、平成 21 年度分以後の個人住民税について適用される予定である。